

「港灣整備特別会計」

港湾整備特別会計財務書類

目 次

1. 港湾整備特別会計全体の業務等についての情報	
港湾整備特別会計の概要	1
港湾整備特別会計の仕組み	6
2. 中表紙〔港湾整備勘定〕	7
3. 港湾整備勘定の業務等についての情報	
港湾整備勘定の業務等についての情報	8
貸借対照表	11
業務費用・財源計算書	12
区分収支計算書	13
注記、付属明細書、機会費用、繰越についての情報	14
4. 中表紙〔特定港湾施設工事勘定〕	19
5. 特定港湾施設工事勘定の業務についての情報	
特定港湾施設工事勘定の業務等についての情報	20
貸借対照表	22
業務費用・財源計算書	23
区分収支計算書	24
注記、付属明細書、機会費用、繰越についての情報	25
6. 中表紙〔港湾整備特別会計合算財務書類〕	29
合算貸借対照表	30
合算業務費用・財源計算書	31
合算区分収支計算書	32
注記、付属明細書、機会費用、繰越についての情報	33

港湾整備特別会計の概要

1. 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和 36 年 法律第 25 号)

2. 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)第三条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第二条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。)で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

3. 港湾整備特別会計が経理している事業の内容

港湾整備勘定と特定港湾施設工事勘定に区分し、次の事項を経理している。

I 港湾整備勘定

- (1) 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの及び開発保全航路の開発及び保全の事業で、国が施行するもの。
(直轄港湾整備事業)
- (2) 直轄港湾整備事業に密接な関連のある等の工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの。(港湾整備関係受託工事)
- (3) 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもので、港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金。
- (4) 広域臨海環境整備センター法の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良に係る補助金。
- (5) 次のものに係る貸付け
 - ① 港湾法第 55 条の 7 第 1 項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良
 - ② 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第 2 条第 1 項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良
 - ③ 民間都市開発の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定によるもの
 - ④ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 13 条第 1 項によるもの
- (6) 国が施行する海岸事業、災害復旧事業、空港関係工事及び特定港湾施設工事勘定にかかる工事の事務費

II 特定港湾施設工事勘定

- (1) 特定港湾施設整備特別措置法第 2 条に規定する特定港湾施設工事
- (2) 企業合理化促進法第 8 条第 4 項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事。(企業合理化関係港湾工事)
- (3) 公害防止事業費事業者負担法第 2 条第 2 項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの。(公害防止関係港湾工事)
- (4) 港湾法第 43 条の 10 において準用する企業合理化促進法第 8 条第 2 項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事。(企業合理化関係開発保全航路工事)
- (5) 上記(1)から(4)の工事に関連して施行する港湾整備事業で国土交通大臣が施行するもの。(特定港湾施設関係受託工事)

(港湾整備特別会計法第一条第二項)

- この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。
- 一 直轄港湾整備事業(港湾整備事業で国が施行するもののうち次号に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいう。以下同じ。)に密接な関連のある工事その他港湾の整備のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾整備関係受託工事」という。)
 - 二 特定港湾施設工事等(特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第二条に規定する特定港湾施設工事、企業合理化促進法(昭和三十七年法律第五号)第八条第四項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事、公害防止事業費事業者負担法(昭和三十五年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの及び港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事並びにこれらの工事に関連して施行する港湾整備事業で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下「特定港湾施設関係受託工事」という。)
 - 三 一般会計所属港湾関係工事(港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、港湾整備緊急措置法第二条第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。)の新設、改良又は災害復旧に関する工事)で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事)で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。)の管理
 - 四 空港整備特別会計所属空港関係工事(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第

二条第一項 に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)の管理

- 五 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
- 五の二 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第一号の二に規定するものに係る補助金の交付
- 六 港湾整備緊急措置法第二条第三号の港湾整備事業を行う者に係る貸付け
- 七 港湾整備事業で外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行するものに係る貸付け
- 八 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第四号に規定するものに係る貸付け
- 九 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第五号に規定するものに係る貸付け

(港湾整備特別会計法第三条)

この会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。

(港湾整備特別会計法第四条第二項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）
- 二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。）
- 三 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
- 三の二 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定による貸付金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
- 八 第九条の規定による一般会計への繰入金

(港湾整備特別会計法第五条第二項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）
- 二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入金
- 三 第九条の規定による一般会計への繰入金

4. 事業の財源等

港湾整備特別会計の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計等他会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③直轄港湾整備事業に係る事業者からの負担金(特定港湾施設工事勘定のみ)
- ④受託工事に係る委託者からの納付金
- ⑤貸付金の償還金(港湾整備勘定のみ)
- ⑥附属雑収入

(港湾整備特別会計法第四条第一項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金、空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第十一条第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百八条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの
- 三 港湾整備関係受託工事に係る納付金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金の償還金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定による貸付金の償還金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による貸付金の償還金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十七号）第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

(港湾整備特別会計法第五条第一項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第一百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、

同法第八条第四項 又は公害防止事業費事業者負担法 の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの

三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

5. 完成した港湾施設の財産の帰属

- ・「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。
- ・補助金交付や貸付の対象となった港湾施設は、事業者である港湾管理者（地方公共団体）等の財産である。

港湾整備特別会計の仕組み(平成14年度決算)

[歳 入]

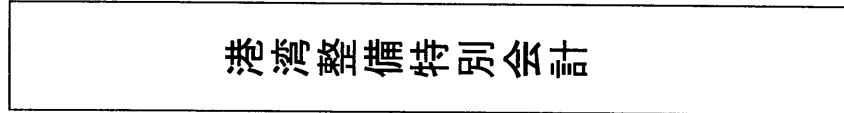
[歳 出]

(港湾整備勘定)

		(単位:億円)
一般会計より受入		2,997
産業投資特別会計より受入		356
空港整備特別会計より受入		12
港湾管理者工事費負担金収入		888
受託工事納付金収入		153
特定港湾施設工事勘定より受入		8
償還金収入		92
前年度剰余金受入		383
雑収入		32
その他		
歳入合計		4,921

(港湾整備勘定)

		(単位:億円)
港湾事業費(全体)		3,653
埠頭整備等資金貸付金		38
港湾事業資金貸付金		8
改革推進公共投資港湾事業費		431
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金		100
受託工事費		139
産業投資特別会計へ繰入		58
港湾事業等工事諸費		232
予備費		0
その他		
歳出合計		4,659



(特定港湾施設工事勘定)

		(単位:億円)
一般会計より受入		42
港湾管理者工事費負担金収入		23
受益者工事費負担金収入		67
前年度剰余金受入		31
雑収入		-
その他		
歳入合計		163

(特定港湾施設工事勘定)

		(単位:億円)
工ネルギー-港湾施設工事費		150
工事諸費		8
予備費		0
その他		
歳出合計		158

「港湾整備勘定」

〔港湾整備勘定〕

平成14年度 他勘定・他会計との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

(単位：百万円)

歳		入		歳		出	
所管会計名	組 織	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
国土交通省		一般会計より受入	299,739	港湾事業費	245,465		
一般会計	国土交通本省	港湾事業費	a 195,009	a	178,140	m	49,080
"	"	海岸事業工事諸費	b 722	b	3,111	u	
"	"	河川等災害復旧事業等工事諸費	c 29	c	211	v	
"	"				14,921	y	
"	"	北海道港湾事業費	d 44,196	北海道港湾事業費	55,387	d	44,196
"	"	離島振興事業費	e 26,479			n	11,015
"	"	国土総合開発事業調整費	f 1,034		175	y	
"	"	都市再生プロジェクト事業推進費	g 660	離島港湾事業費	31,721	e	26,164
					154	o	
内閣府					5,403	y	
一般会計	内閣本府	沖縄開発事業費	h 31,370	沖縄港湾事業費	30,462		
"	"	沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費	i 237		26,122	h	
					687	p	
					3,652	y	
財務省				埠頭整備等資金貸付金	3,821	a	
産業投資特別会計		産業投資特別会計より受入	j 35,596	港湾事業資金貸付金	800		
国土交通省					796	j	
空港整備特別会計		空港整備特別会計より受入	k 1,198		4	y	
		特定港湾施設工事勘定より 受入	l 765	受託工事費	13,973		
					13,803	x	
		港湾管理者工事費負担金収入	88,754		169	y	
		内 地	m 69,062	港湾事業等工事諸費	23,180		
		北 海 道	n 11,199	a	12,774		
		離 島	o 382	b	714		
		沖 縄	p 1,042	c	29		
		改 革 内 地	q 4,891	e	273		
		改 革 北 海 道	r 1,801	k	1,161		
				l	765		
				m	6,006		
				o	38		

	国 総	s	245		x	1,031
					y	385
	都 市 再 生	t	130			
	償 還 金 収 入		9,185	産業投資特別会計へ繰入 改革推進公共投資港湾事業費	w	5,806
	埠頭整備資金貸付 金償還金	u	3,167		j	20,014
	港湾開発資金貸付 金償還金	v	211		q	4,891
	収益回収公共事業 資金貸付金償還金	w	5,806	改革推進公共投資沖繩港湾事業費	y	10,111
						7,537
	受託工事納付金収入	x	15,260	改革推進公共投資沖繩港湾事業費	j	5,736
	前年度剰余金受入	y	38,317		r	1,801
	雑 収 入	z	3,224	改革推進公共投資 港湾事業資金貸付金		560
					j	440
					y	120
				改革推進公共投資 港湾事業資金貸付金		8,984
					j	7,592
					y	1,391
				改革推進公共資 離島港湾事業資金貸付金		725
					j	555
					y	169
				改革推進公共投資 沖繩港湾事業資金貸付金		275
					j	271
					y	3
				改革推進公共投資 港湾事業等工事諸費		8
					j	5
					y	2
				国土総合開発事業調整費		1,272
					f	1,027
				沖繩北部特別振興対策 特定開発事業推進費		245
					i	237
				都市再生プロジェクト事業推進費		790
					g	660
					t	130
	合 計		492,043	合 計		466,026

歳入記号 (a, b, c, …) は歳出記号 (a, b, c, …) に対応する

貸借対照表

港湾整備整備勘定

(単位:百万円)

	平成13年度 平成14年3月31日	平成14年度 平成15年3月31日		平成13年度 平成14年3月31日	平成14年度 平成15年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	38,332	26,019	未払金	11,165	10,900
たな卸資産	32,696	25,789	保管金等	15	3
未収金	2,781	9,431	前受金	169	339
前払費用	2	2	賞与引当金	775	832
貸付金債権	106,133	111,554	貸付金財源受入	38,915	42,509
貸倒引当金	△ 161	△ 1	産業投資特別会計繰戻未済金	4,846	31,042
有形固定資産	132,707	127,645	退職給付引当金	41,363	40,023
土地	62,357	60,698			
立木竹	32	33	負債合計	97,251	125,651
建物	16,847	16,352	<資産・負債差額の部>		
工作物	30,825	28,489	基準時資産・負債差額	231,044	231,044
船舶	12,573	15,219	業務費用・財源差額累計	△ 25,800	△ 66,368
物品	7,809	6,557	資産評価差額	14,326	14,326
建設仮勘定	2,262	294			
無形固定資産	3,780	3,662			
出資金	549	549	資産・負債差額合計	219,570	179,002
資産合計	316,822	304,653	負債及び資産・負債差額合計	316,822	304,653

業務費用・財源計算書

港湾整備勘定

(単位：百万円)

	平成 1 3 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	平成 1 4 年 度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
I 業務費用	483,525	455,542
直轄港湾工事収入に個別に対応する原価	291,307	278,975
受託工事収入に個別に対応する原価	14,410	13,973
人件費	22,118	21,721
賞与引当金増加額	△ 15	57
退職給付引当金増加額	△ 1,027	△ 1,340
補助金等	144,700	121,032
施設整備費	4,266	887
減価償却費	7,461	8,002
貸倒引当金増加額	0	△ 160
その他支出	94	1,367
固定資産除売却損益	209	11,026
II 本年度受入財源	474,933	415,424
対価見合収入	474,933	415,424
港湾管理者工事費負担金収入	94,227	88,754
受託工事納付金収入	15,956	21,205
その他収入	3,518	3,760
一般会計からの受入	359,153	299,739
空港整備特別会計からの受入	1,186	1,198
特定港湾施設工事勘定からの受入	891	765
本年度業務費用・財源差額	△ 8,591	△ 40,118
財産の無償所管換等(受)	3,668	-
財産の無償所管換等(渡)	△ 471	△ 449
前年度末業務費用・財源差額累計	△ 20,406	△ 25,800
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 25,800	△ 66,368

区分別収支計算書

港湾整備勘定

(単位:百万円)

	平成13年度 自 13年4月1日 至 14年3月31日	平成14年度 自 14年4月1日 至 15年3月31日
I. 業務収支		
直轄港湾工事業務支出	△ 294,126	△ 279,511
受託工事業務支出	△ 14,406	△ 13,972
人件費	△ 22,119	△ 21,735
施設整備費	△ 4,266	△ 927
補助金等	△ 153,078	△ 135,890
その他業務支出	△ 1,689	△ 1,340
直轄港湾工事業務対価見合収入	100,032	97,939
受託工事業務対価見合収入	15,558	15,260
一般会計からの受入	359,153	299,739
産業投資特別会計からの受入	9,075	35,596
空港整備特別会計からの受入	1,186	1,198
特定港湾施設工事勘定からの受入	891	765
一般会計への繰入	△ 60	△ 43
産業投資特別会計への繰入	△ 2,861	△ 5,806
前年度剰余金受入	<u>48,215</u>	<u>38,317</u>
小計	41,504	29,591
その他収入	685	2,507
その他現金・預金	15	3
業務収支	42,204	32,101
II. 施設整備収支		
施設整備による支出	△ 4,335	△ 6,799
資産売却収入	463	717
施設整備収支	△ 3,872	△ 6,081
本年度収支	38,332	26,019
その他現金・預金	△ 15	△ 3
翌年度歳入繰入	38,317	26,016

平成14年度 附属明細書

たな卸資産の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
工事材料品	32,676	21,618	28,513	-	25,781
修理用部品	17	0	11	-	6
燃料	1	10	10	-	1
合 計	32,696	21,629	28,535	-	25,789

未収金の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

種 類	相 手 先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体	8,522
還付消費税	国(税務官署)	892
その他未収金	民間事業者等	17
合 計		9,431

固定資産の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	132,707	16,222	14,344	6,941	-	127,645
土地	62,357	7,513	9,172	-	-	60,698
立木竹	32	3	2	-	-	33
建物	16,847	370	157	708	-	16,352
工作物	30,825	842	279	2,900	-	28,489
船舶	12,573	5,629	1,325	1,657	-	15,219
物品	7,809	1,568	1,145	1,675	-	6,557
建設仮勘定	2,262	294	2,262	-	-	294
(無形固定資産)	3,780	943	-	1,061	-	3,662
電話加入権	84	7	-	-	-	91
ソフトウェア	3,695	936	-	1,061	-	3,570
合 計	136,487	17,166	14,344	8,002	-	131,307

貸付金の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
港湾管理者等	16,035	10,644	825	25,854
公益法人	71,185	3,161	4,337	70,010
民間事業者	18,911	800	4,022	15,689

出資金についての明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年 度発生分)	強制評価額	本年度末残高
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	-	-	-	-	-	492
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	-	-	-	-	-	57
合 計	549	-	-	-	-	-	549

出資金の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

出 資 先	出資金額(固有 財産台帳価格)	資 産 (A)	負 債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計 からの出 資 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による算 出 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	15,105	2,181	12,924	14,052	492	3.51%	453	492	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	9,623	2,187	7,436	7,599	57	0.75%	55	57	法定財務諸表
合 計	549	24,728	4,369	20,359	21,652	549		508	549	

未払金の明細（港湾整備勘定 14年度）（単位：百万円）

相手先	本年度末残高
地方公共団体（港湾管理者）	10,891
職員	5
職員	2
合 計	10,900

資産評価差額の明細（港湾整備勘定 14年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	9,922	-	-	9,922	
建物	0	-	-	0	
建物	△ 2,499	-	-	△ 2,499	
工作物	4,314	-	-	4,314	
船舶	2,590	-	-	2,590	
合 計	14,326	-	-	14,326	

補助金等の明細（港湾整備勘定 14年度）

（単位：百万円）

相手先	金額	補助金等の区分	支出目的	連結対象の有無
港湾管理者	90,486	補助金	改修補助	無
港湾管理者	503	補助金	公害防止	無
港湾管理者	14,325	補助金	廃棄物処理	無
港湾管理者	8,599	補助金	港湾環境	無
港湾管理者	108	補助金	港湾事業調査	無
港湾管理者	6,937	補助金	補助率差額	無
市町村	71	交付金	固定資産税の支払	無
合 計	121,032			

無償所管換の明細（港湾整備勘定 14年度）

（単位：百万円）

内 容	相手先	金額	所管換の理由
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 441	公用財産から公共用財産への変更
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 8	公用財産から公共用財産への変更

1. 重要な会計方針

- ①たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ②有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令 15)に基づき計算している。
- ③無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

①偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害損害賠償請求事件(大分地裁平成15年(ワ)第244号)
損害賠償請求額 19 百万円
現在係争中である。

②国庫債務負担行為による負担額

港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 61,620 百万円である。

3. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② i 一般会計からの受入

港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

iv 特定港湾施設工事勘定からの受入

特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源の受入

③ i 一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

ii 産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④ i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 111,421 百万円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 33,966 百万円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 102,768 百万円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 19,675 百万円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は△27,121 百万円である。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,715,415	157,618	-	128,511	4,744,522
用地	212,871	4,755	80	-	217,546
公共用財産	4,928,286	162,373	80	128,511	4,962,068

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。(「国の貸借対照表作成の基本的考え方」による)

参考情報(平成14年度)

1. 機会費用について

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は297百万円である。

※会計年度末残高に、会計年度末時点の10年もの国債の利回りを乗じて計算している。

(42,509 百万円 × 0.00700)

2. 特別会計が経理する業務等についての情報

歳入歳出決算の概要

港湾整備勘定

収納済歳入額は、 492,043,017,344 円

支出済歳出額は、 466,026,558,118 円

歳入歳出差引 26,016,459,226 円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法(昭和36年法律第25号)第18条第1項の規定により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

「特定港湾施設工事勘定」

港湾整備特別会計の仕組み（特定港湾施設工事勘定）

歳入関係根拠法令等		歳入科目（目）		歳出科目（項）		歳出関係根拠法令等	
港湾事業費（諸費込） 北海道港湾事業費 沖縄開発事業費	繰入（特会法第7条第2項）	↑	一般会計より受入	工本ノルギ一港湾施設工事費 船舶港湾施設工事費 特別別当門項目港湾施設工事費 工事費費港湾整備勘定へ繰入	運輸事業 特会法第5条第2項 企業合理化促進法第8条第4項 港運法第55条の6 特会法第8条第1項	↑	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
運輸工事における港湾管理費負担金	徴収（特会法第5条第1項第2号、特定港湾施設法第4条）	↑	港湾管理費工事費負担金収入	工本ノルギ一港湾施設工事費 船舶港湾施設工事費 特別別当門項目港湾施設工事費 工事費費港湾整備勘定へ繰入	運輸事業 特会法第5条第2項 企業合理化促進法第8条第4項 港運法第55条の6 特会法第8条第1項	↑	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
運輸工事における受益者負担金	徴収（特会法第5条第1項第2号、企業合理化促進法第8条第4項）	↑	受益者工事費負担金収入	工本ノルギ一港湾施設工事費 船舶港湾施設工事費 特別別当門項目港湾施設工事費 工事費費港湾整備勘定へ繰入	運輸事業 特会法第5条第2項 企業合理化促進法第8条第4項 港運法第55条の6 特会法第8条第1項	↑	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
受託工事にかかる委託者からの納付金	↑	↑	受託工事納付金収入	受託工事費 工事費費港湾整備勘定へ繰入	運輸事業 特会法第1条第2項、第5条第2項 特会法第8条第1項	↑	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
決算上の剰余金	繰入（特会法第18条第2項）	↑	前年度剰余金受入	上記、歳出科目にて歳出	上記、各根拠法に基づく	↑	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
公財財産等の買付及び処分	繰入（特会法第11条）	↑	繰入金 不用品物売却収入 雑入	準備費	特会法第15条第2項	↑	他の歳出科目

法律名

特会法	港湾整備特別会計法
特会法令	港湾整備特別会計法施行令
空港特会法	空港整備特別会計法
消防法	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
後進地域特別法	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
承継法	外資埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律
民都法	民間都市開発の促進に関する法律
北海道港湾工事法	北海道開発のためにする港湾工事に関する法律
電業法	奄美群島振興開発特別措置法
沖縄法	沖縄振興開発特別措置法
NTT法	日本電信電話株式会社株式の株式売却の促進に関する特別措置法
特定港湾施設法	特定港湾施設整備特別措置法

平成14年度 他勘定・他会計との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

〔特定港湾施設工事勘定〕

(単位：百万円)

歳 入				歳 出		
所管会計名	組 織	科 目	金 額	科 目	金 額	
国土交通省 一 般 会 計	国土交通本省	一 般 会 計 より 受 入	4,240	エネルギー港湾施設工事費	15,019	
				a	3,949	
				b	2,059	
		港 湾 事 業 費	a	4,240	c	6,164
				d	2,846	
		港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入	b	2,276		
		受 益 者 工 事 費 負 担 金 収 入	c	6,723		
		前 年 度 剩 余 金 受 入	d	3,098	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	765
					a	240
					b	145
			c	379		
		雑 収 入	e	0		
		合 計	16,339	合 計	15,785	

歳入記号 (a, b, c, …) は歳出記号 (a, b, c, …) に対応する

貸借対照表

特定港湾施設工事勘定

(単位:百万円)

平成 13 年度 平成 14 年 3 月 31 日		平成 14 年度 平成 15 年 3 月 31 日		平成 13 年度 平成 14 年 3 月 31 日		平成 14 年度 平成 15 年 3 月 31 日	
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	3,098		553				
たな卸資産	3,026		6,483				
有形固定資産	105		61				
建物	48		31	負債合計			
工作物	25		1		—		—
船舶	11		10	<資産・負債差額の部>			
物品	20		18	基準時資産・負債差額	9,283		9,283
無形固定資産	9		6	業務費用・財源差額累計	△ 2,585		△ 1,720
				資産評価差額	△ 457		△ 457
				資産・負債差額合計			
					6,240		7,105
資産合計	6,240		7,105	負債及び資産・負債差額合計	6,240		7,105

業務費用・財源計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位：百万円)

	平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	平成14年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日
I 業務費用	15,148	12,375
エネルギー港湾施設工事収入に個別に対応する原価	14,230	11,535
施設整備費	22	13
減価償却費	9	14
工事諸費港湾整備勘定へ繰入	833	765
固定資産除売却損益	51	46
II 本年度受入財源	15,305	13,241
対価見合収入	15,305	13,241
港湾管理者工事費負担金収入	3,242	2,276
受益者工事費負担金収入	7,599	6,723
その他収入	22	0
一般会計からの受入	4,440	4,240
本年度業務費用・財源差額	<u>156</u>	<u>865</u>
財産の無償所管換等(渡)	△ 3,333	—
前年度末業務費用・財源差額累計	590	△ 2,585
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 2,585	△ 1,720

区分別収支計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位:百万円)

	平成13年度 自 13年4月1日 至 14年3月31日	平成14年度 自 14年4月1日 至 15年3月31日
I. 業務収支		
エネルギー港湾施設工事業務支出	△ 12,254	△ 14,992
施設整備費	△ 22	△ 19
エネルギー港湾施設工事業務対価見 合収入	10,842	9,000
一般会計からの受入	4,440	4,240
港湾整備勘定への繰入	△ 891	△ 765
前年度剰余金受入	<u>949</u>	<u>3,098</u>
小計	3,063	560
その他収入	22	0
業務収支	3,085	561
II. 施設整備収支		
施設整備による支出	0	△ 7
資産売払収入	12	-
施設整備収支	12	△ 7
本年度収支	3,098	553
翌年度歳入繰入	3,098	553

平成14年度 附属明細書

たな卸資産の明細 (特定港湾施設工事勘定 14年度)

(単位:百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
工事材料品	3,026	5,823	2,366	-	6,483
合 計	3,026	5,823	2,366	-	6,483

固定資産の明細 (特定港湾施設工事勘定 14年度)

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	105	14	46	12	-	61
建物	48	6	22	1	-	31
工作物	25	0	23	0	-	1
船舶	11	-	-	1	-	10
物品	20	7	-	9	-	18
(無形固定資産)	9	-	0	2	-	6
電話加入権	0	-	0	-	-	0
ソフトウェア	8	-	-	2	-	5
合 計	115	14	46	14	-	68

資産評価差額の明細 (特定港湾施設工事勘定 14年度)

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の 発生原因
建物	△ 22	-	-	△ 22	
工作物	△ 463	-	-	△ 463	
船舶	28	-	-	28	
合 計	△ 457	-	-	△ 457	

1. 重要な会計方針

- ①たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ②有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令)に基づき計算している。
- ③無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。

2. 偶発債務等

①国庫債務負担行為による負担額

特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は
3,190 百万円である。

3. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② i 一般会計からの受入

エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入

ii 工事諸費港湾整備勘定へ繰入

特定港湾施設工事等の施行のため必要な人件費及び事務費の繰入

③i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 4,370 百万円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 2,827 百万円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 181 百万円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 181 百万円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は 3,511 百万円である。

4. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。
したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,715,415	157,618	-	128,511	4,744,522
用地	212,871	4,755	80	-	217,546
公共用財産	4,928,286	162,373	80	128,511	4,962,068

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。(「国の貸借対照表作成の基本的考え方」による)

参考情報(平成14年度)

1. 特別会計が経理する業務等についての情報

歳入歳出決算の概要

特定港湾施設工事勘定

収納済歳入額は、 16,339,235,469 円

支出済歳出額は、 15,785,350,073 円

歳入歳出差引 553,885,396 円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法第18条第2項の規定により工事別等の区分により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

「港湾整備特別会計勘定合算財務書類」

合 算 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

	平成 13 年 度 平 成 14 年 度		平成 13 年 度 平 成 14 年 度	
	平成 14 年 3 月 31 日	平成 15 年 3 月 31 日	平成 14 年 3 月 31 日	平成 15 年 3 月 31 日
<資産の部>			<負債の部>	
現金・預金	41,430	26,573	未払金	11,165
たな卸資産	35,722	32,273	保管金等	15
未収金	2,781	9,431	前受金	169
前払費用	2	2	賞与引当金	775
貸付金債権	106,133	111,554	貸付金財源受入	38,915
貸倒引当金	△ 161	△ 1	産業投資特別会計繰戻未済金	4,846
有形固定資産	132,813	127,706	退職給付引当金	41,363
土地	62,357	60,698		
立木竹	32	33	負債合計	97,251
建物	16,895	16,383	<資産・負債差額の部>	
工作物	30,851	28,490	基準時資産・負債差額	240,327
船舶	12,585	15,229	業務費用・財源差額累計	△ 28,386
物品	7,829	6,576	資産評価差額	13,869
建設仮勘定	2,262	294		
無形固定資産	3,789	3,669	資産・負債差額合計	225,810
出資金	549	549		
資産合計	323,062	311,759	負債及び資産・負債差額合計	323,062

合算業務費用・財源計算書

(単位：百万円)

	平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	平成14年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日
I 業務費用	497,782	467,152
直轄港湾工事収入に個別に対応する原価	291,307	278,975
受託工事収入に個別に対応する原価	14,410	13,973
エネルギー港湾施設工事収入に個別に対応する原価	14,230	11,535
人件費	22,118	21,721
賞与引当金増加額	△ 15	57
退職給付引当金増加額	△ 1,027	△ 1,340
補助金等	144,700	121,032
施設整備費	4,289	900
減価償却費	7,470	8,017
貸倒引当金増加額	0	△ 160
その他支出	36	1,367
固定資産除売却損益	261	11,072
II 本年度受入財源	489,347	427,899
対価見合収入	489,347	427,899
港湾管理者工事費負担金収入	97,469	91,031
受益者工事費負担金収入	7,599	6,723
受託工事納付金収入	15,956	21,205
その他収入	3,540	3,761
一般会計からの受入	363,594	303,979
空港整備特別会計からの受入	1,186	1,198
本年度業務費用・財源差額	△ 8,434	△ 39,252
財産の無償所管換等(受)	3,668	-
財産の無償所管換等(渡)	△ 3,804	△ 449
前年度末業務費用・財源差額累計	△ 19,816	△ 28,386
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 28,386	△ 68,088

合算区分別収支計算書

港湾整備特別会計

(単位:百万円)

	平成13年度 自 13年4月1日 至 14年3月31日	平成14年度 自 14年4月1日 至 15年3月31日
I.業務収支		
直轄港湾工事業務支出	△ 294,126	△ 279,511
エネルギー港湾施設工事業務支出	△ 12,254	△ 14,992
受託工事業務支出	△ 14,406	△ 13,972
人件費	△ 22,119	△ 21,735
施設整備費	△ 4,289	△ 946
補助金等	△ 153,078	△ 135,890
その他業務支出	△ 1,689	△ 1,340
直轄港湾工事業務対価見合収入	100,032	97,939
エネルギー港湾施設工事業務対価見合収入	10,842	9,000
受託工事業務対価見合収入	15,558	15,260
一般会計からの受入	363,594	303,979
産業投資特別会計からの受入	9,075	35,596
空港整備特別会計からの受入	1,186	1,198
一般会計への繰入	△ 60	△ 43
産業投資特別会計への繰入	△ 2,861	△ 5,806
前年度剰余金受入	<u>49,165</u>	<u>41,415</u>
小計	44,567	30,152
その他収入	707	2,507
その他現金・預金	15	3
業務収支	45,290	32,663
II.施設整備収支		
施設整備による支出	△ 4,335	△ 6,807
資産売払収入	475	717
施設整備収支	△ 3,859	△ 6,089
本年度収支	41,430	26,573
その他現金・預金	△ 15	△ 3
翌年度歳入繰入	41,415	26,570

平成14年度 附属明細書

たな卸資産の明細 (港湾整備特別会計 14年度)

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
工事材料品	35,703	27,442	30,879	-	32,265
修理用部品	17	0	11	-	6
燃料	1	10	10	-	1
合計	35,722	27,452	30,902	-	32,273

未収金の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

種類	相手先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体	8,522
還付消費税	国(税務官署)	892
その他未収金	民間事業者等	17
合計		9,431

固定資産の明細 (港湾整備特別会計 14年度)

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	132,813	16,236	14,390	6,953	-	127,706
土地	62,357	7,513	9,172	-	-	60,698
立木竹	32	3	2	-	-	33
建物	16,895	377	179	709	-	16,383
工作物	30,851	843	302	2,900	-	28,490
船舶	12,585	5,629	1,325	1,659	-	15,229
物品	7,829	1,575	1,145	1,684	-	6,576
建設仮勘定	2,262	294	2,262	-	-	294
(無形固定資産)	3,789	943	0	1,064	-	3,669
電話加入権	85	7	0	-	-	92
ソフトウェア	3,704	936	-	1,064	-	3,576
合計	136,603	17,180	14,390	8,017	-	131,375

貸付金の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
港湾管理者等	16,035	10,644	825	25,854
公益法人	71,185	3,161	4,337	70,010
民間事業者	18,911	800	4,022	15,689

出資金についての明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価額	本年度末残高
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	-	-	-	-	-	492
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	-	-	-	-	-	57
合計	549	-	-	-	-	-	549

出資金の明細 (港湾整備勘定 14年度)

(単位:百万円)

出資先	出資金額(国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (E)	純資産額 (C=A-E)	資本金 (D)	特別会計からの出資 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額による出資 (G=C×F)	貸付対照表計上額	使用財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	15,105	2,181	12,924	14,052	492	3.51%	453	492	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	9,623	2,187	7,435	7,599	57	0.75%	55	57	法定財務諸表
合計	549	24,728	4,368	20,359	21,652	549		508	549	

未払金の明細（港湾整備勘定 14年度）（単位：百万円）

相手先	本年度末残高
地方公共団体（港湾管理者）	10,891
職員	5
職員	2
合 計	10,900

資産評価差額の明細（港湾整備特別会計 14年度）（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	9,922	-	-	9,922	
建物	△ 2,522	-	-	△ 2,522	
工作物	3,850	-	-	3,850	
船舶	2,618	-	-	2,618	
合 計	13,869	-	-	13,869	

補助金等の明細（港湾整備勘定 14年度）（単位：百万円）

相手先	金額	補助金等の区分	支出目的	連結対象の有無
港湾管理者	90,486	補助金	改修補助	無
港湾管理者	503	補助金	公害防止	無
港湾管理者	14,325	補助金	廃棄物処理	無
港湾管理者	8,599	補助金	港湾環境	無
港湾管理者	108	補助金	港湾事業調査	無
港湾管理者	6,937	補助金	補助率差額	無
市町村	71	交付金	固定資産税の支払	無
合 計	121,032			

無償所管換の明細（港湾整備勘定 14年度）（単位：百万円）

内 容	相手先	金額	所管換の理由
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 441	公用財産から公共用財産への変更
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 8	公用財産から公共用財産への変更

1. 重要な会計方針

- ①たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ②有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭40.3.31 大蔵令15)に基づき計算している。
- ③無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

①偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害損害賠償請求事件(大分地裁平成15年(ワ)第244号)損害賠償請求額19百万円
現在係争中である。

②国庫債務負担行為による負担額

港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は61,620百万円である。
特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は3,190百万円である。

3. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② i 一般会計からの受入

港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

③ i 一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の person 費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

ii 産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 115,792 百万円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 36,793 百万円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 102,949 百万円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 19,856 百万円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は Δ 23,610 百万円である。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舎の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,715,415	157,618	-	128,511	4,744,522
用地	212,871	4,755	80	-	217,546
公共用財産	4,928,286	162,373	80	128,511	4,962,068

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。(「国の貸借対照表作成の基本的考え方」による)

機会費用について

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は 297 百万円である。

※会計年度末残高に、会計年度末時点の10年もの国債の利回りを乗じて計算している。

(42,509 百万円 × 0.00700)